

令和 5 年度の実施方針の策定の見通しの公表について（令和 6 年 1 月 31 日現在）

さいたま市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管課
（仮称）次世代型スポーツ施設整備事業	契約締結から 33 年間程度（予定）	PFI 事業者は（仮称）次世代型スポーツ施設整備事業に係る設計、建設、維持管理運営業務等を実施する。	中央区鈴谷 9 丁目	令和 6 年 2 月（予定）	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室 電話 048-829-1737（直通）
中央区役所周辺の公共施設再編事業	契約締結から 25 年間程度（予定）	PFI 事業者は中央区役所周辺の公共施設再編事業に係る設計、建設、維持管理運営業務等を実施する。	中央区下落合 5 丁目 7 - 10 外	令和 6 年 2 月（予定）	都市局まちづくり推進部 まちづくり総務課 電話 048-829-1445（直通）